

# 鹿嶋市中心市街地活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、鹿嶋市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、鹿嶋市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、鹿嶋市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画の必要な事項を協議するとともに、中心市街地の活性化のための補助事業を活用する民間事業者が作成する計画の実施に関し、情報を共有し、鹿嶋市中心市街地の活性化の推進と発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関する事項

- ア 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- イ 中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換
- ウ 中心市街地活性化のための勉強会、研修
- エ 協議会の会員、市民及び市内観光者等への情報発信
- オ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) 鹿嶋市が策定する中心市街地活性化基本計画に関する意見具申、協議及び提案

(3) その他、中心市街地の活性化に関すること

(協議会会員の構成)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

(1) 中心市街地活性化法第15条第1項及び第2項に該当する者

(2) 中心市街地活性化法第15条第4項各号に規定する者

(3) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第2号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

(退会)

第4条の2 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

(除名)

第4条の3 会員が協議会の名誉を棄損し、又は協議会の目的に反する行為をしたときは、総会において4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(オブザーバー)

第5条 協議会の活動に関わる法令等の指導・助言を得るために、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長1名

(2) 副会長1名

2 会長及び副会長は、会員の互選により選任する。

3 役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、会員をもって構成する。

3 会議は、会員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

4 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第8条 協議会の活動を円滑に推進するため、協議会に運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会の組織、運営、その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務及び会計を処理するために、まちづくり鹿嶋株式会社に事務局を置く。

(解散)

第10条 会議の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(規約の廃止)

第11条 本規約は、第10条の解散をもって廃止する。

## 附 則

1 本規約は、平成29年7月27日から施行する。

2 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

3 部会が解散する際に、観光部会及びまちづくり部会の構成員となる会員は、中心市街地活性化基本計画に関する意見具申、協議及び提案等の役割が終了し、退会するものとする。

4 本協議会は、中心市街地活性化法第15条第1項の組織設立要件が整った時点(まちづくり会社等が設立され、本協議会の会員となった時)で本規約の一部を改正し、同法に規定する協議会に移行するものとする。

5 前項の規定により、本協議会は平成30年5月15日を以って法定協議会に移行する。

6 本規約の改正は、平成30年5月15日から施行する。

7 本規約の改正は、令和2年6月12日から施行する。